

令和4年3月23日

府中市長 高野 律雄 様

府中市情報公開・個人情報保護審議会

会長 加藤 隆



個人情報の取扱いについて（答申）

令和4年2月24日付3府政広第118号で諮問のあった標記事項について、府中市情報公開・個人情報保護審議会の意見を次のとおり答申いたします。

「府中市立心身障害者福祉センター防犯カメラ設置及び運用事務」及び「観光情報センター等防犯カメラの設置及び運用事務」において行う、府中市個人情報の保護に関する条例（以下「条例」といいます。）第7条に規定する本人以外からの収集は、条例第7条第2項第9号の「公益上特に必要」なものに該当すると認められます。

また、「部活動指導事業」において行う、条例第8条に規定する収集禁止事項の収集は、条例第8条ただし書の、実施機関の「職務執行上特に必要」なものに該当すると認められます。